

DD 費用等の損金算入に係る納税者一部勝訴地裁判決 (東京地判令和 8 年 2 月 18 日)

July 2026

In brief

PwC 弁護士法人のタックスローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、税務争訟代理等)を提供しています。PwC Legal Tax Newsletter では、当法人のタックスローヤーが、企業の取引実務や税務上の取扱いに影響し得る裁判例・裁決例その他税法に関するトピックを取り上げて、その内容の紹介や解説をします。

今回は、デューデリジェンス(以下「DD」といいます。)に係る費用等の損金算入に係る納税者一部勝訴地裁判決(東京地判令和 8 年 2 月 18 日)(以下「本判決」といいます。)をご紹介します。

M&A に伴い買手側が支出する DD 費用や仲介業者・専門家への報酬について、法人税法上、それらを支出した事業年度において直ちに損金算入できるのか、あるいは株式の取得価額として資産計上することを要するのか、という論点は、「その有価証券の購入のために要した費用」(法人税法施行令 119 条 1 項 1 号)の解釈問題として、専門家間で議論の対象となってきました。こうした中、本判決は、かかる論点に関する初の司法判断を下した点で、今後の実務に参考となる点があると考えられるため、本ニュースレターでご紹介します。

In detail

1. 事案の概要

- (1) 本件では、A 社及び B 社を対象会社とする 2 つの株式譲渡取引が行われており、その時系列の概要は以下のとおりです。なお、実際の事案では、原告の属する企業グループにおける複数社が各株式譲渡取引に関与したことが認定されているところ、本稿においては、説明の便宜からいずれの行為も原告自身による行為であるという前提で記載をしておりますので、この点ご注意ください。

◆A 社を対象会社とする株式譲渡取引に係る時系列の概要

年月日	内容	発生費用(税抜)
2015 年 11 月	・ 中堅・中小企業の M&A 支援を主な事業とする C 社は、原告に対し、A 社を対象会社とする企業概要書を	-

	提供し、A 社がその発行済株式の全部の譲渡の方法による企業提携を希望している旨を伝えた。	
2015 年 11 月 20 日	- 原告は、C 社との間で、A 社との企業提携に関する M&A 仲介契約（以下「本件提携仲介契約 1」といいます。）を締結した。 - C 社は、本件提携仲介契約 1 の締結後、原告代表者と A 社代表者との面談、原告代表者による現地視察への同行、買収条件の調整及び基本合意書の草案作成等を行った。	C 社（M&A 仲介業者）に対する情報提供料（以下「 情報提供料① 」といいます。） 100 万円
2015 年 12 月 18 日頃	- 原告は、C 社を通じて、A 社に対し、希望買収条件、スケジュール、排他的交渉権の付与の依頼等を記載した同日付け意向表明書を提示した。 - なお、この時点では、原告の他にもトップ面談等を行った上で意向表明書を提出した企業があった。	-
2016 年 2 月 29 日	- 原告は、A 社の株主らとの間で、基本合意書を締結した（以下「本件基本合意 1」といいます。）。本件基本合意 1 は、一部の条項を除いて Non-binding であり、最終契約の締結義務がないことが明示的に確認された。 - C 社は、本件基本合意 1 の締結後、A 社の DD のセッティング及び立会い、買収条件の最終調整並びに株式譲渡契約書の草案作成等を行った。	C 社（M&A 仲介業者）に対する業務中間報酬（以下「 中間報酬① 」といいます。） 772 万 8,000 円
2016 年 3 月 7 日から同月 9 日	原告は、A 社につき、監査法人による買収監査のほか、工場の実査等を実施した。	-
2016 年 4 月 5 日から同月 7 日	原告の顧問弁護士（以下「本件弁護士」といいます。）は、原告からの依頼に基づき、A 社を対象会社とする法務 DD 及び株式譲渡契約書のレビューを行った（以下「本件法務調査 1」といいます。）。	本件弁護士に対する本件法務調査 1 に対する報酬（以下「 弁護士報酬① 」といいます。） 19 万 6,000 円
2016 年 4 月 15 日	- 原告は、臨時株主総会を開催し、A 社の発行済株式の全部を譲り受けることについての承認を受けた。 - 原告は、A 社の株主らとの間で、A 社の発行済株式の全部（1 万 4,000 株）を、1 株当たり 1 万 1,300 円、総額 1 億 5,800 万円で譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結した。	C 社（M&A 仲介業者）に対する成功報酬（以下「 成功報酬① 」といいます。） 3,267 万 4,891 円
2016 年 5 月 20 日	原告は、A 社の発行済株式の全部を譲り受けた。	-
合計金額（以下「 本件費用 1 」といいます。）		4,159 万 8,891 円

◆B 社を対象会社とする株式譲渡取引に係る時系列の概要

年月日	内容	発生費用（税抜）
2016 年 6 月頃	- C 社は、原告に対し、B 社を対象会社とする企業概要書を提供し、B 社がその発行済株式の全部の譲渡の方法による企業提携を希望している旨を伝えた。 - なお、B 社との間では、当初、C 社による仲介業務を通じてトップ面談まで進んだ譲受希望企業があったものの、当該企業との交渉は未払残業代等の関係で買収価格が折り合わずに破談となり、その後原告へ案件が正式に持ち込まれた。	-
2016 年 8 月 22 日	- 原告は、C 社との間で、B 社との企業提携に関する M&A 仲介契約（以下「本件提携仲介契約 2」といいます。）を締結した。 - C 社は、本件提携仲介契約 2 の締結後、原告代表者と B 社代表者との面談、原告代表者による現地視察への同行、買収条件の調整及び基本合意書の草案作成等を行った。	C 社（M&A 仲介業者）に対する情報提供料（以下「 情報提供料② 」といいます。） 100 万円
2016 年 10 月 12 日	原告は、B 社の株主との間で、基本合意書を締結した（以下「本件基本合意 2」といいます。）。本件基本合意	C 社（M&A 仲介業者）に対する業務中間報酬

	2 は、一部の条項を除いて Non-binding であり、最終契約の締結義務がないことが明示的に確認された。 - C 社は、本件基本合意 2 の締結後、B 社の DD のセッティング及び立会い、買収条件の最終調整並びに株式譲渡契約書の草案作成等を行った。	酬(以下「 中間報酬② 」といいます。) 1,621 万円
2016 年 9 月 26 日から同年 12 月 10 日	本件弁護士は、原告からの依頼に基づき、B 社を対象会社とする法務 DD 及び基本合意書・株式譲渡契約書のレビューを行った(以下「本件法務調査 2」といいます。)	本件弁護士に対する 本件法務調査 2 に対する報酬(以下「 弁護士報酬② 」といいます。) 93 万円
2016 年 10 月 17 日から同年 11 月 7 日	原告から依頼を受けた公認会計士は、当該依頼に基づき、B 社を対象会社とする財務 DD を行った。	当該会計士に対する 報酬(以下「 会計士報酬 」といいます。) 213 万 1,334 円
2016 年 11 月 24 日	- 原告代表者と B 社代表者とのトップ面談が実施された。 - なお、当該トップ面談は、DD を終えて契約書の調整に入っていたものの、DD 時の担当部長の心ない発言が気になった等の理由から急遽実施されたものであった。	-
2017 年 2 月 6 日	原告は、臨時株主総会を開催し、B 社の発行済株式の全部を譲り受けることについての承認を受けた。	-
2017 年 2 月 7 日	原告は、B 社の株主との間で、B 社の発行済株式の全部(6 万株)を、1 株当たり 9,167 円、総額 5 億 5,002 万円で譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結した。	C 社(M&A 仲介業者)に対する成功報酬(以下「 成功報酬② 」といいます。) 6,486 万円
2017 年 2 月 13 日	原告は、B 社の発行済株式の全部を譲り受けた。	-
合計金額(以下「 本件費用 2 」といい、本件費用 1 と併せて「 本件各費用 」といいます。)		8,513 万 1,334 円

- (2) 原告は、2017 年 3 月期の所得の金額の計算上、本件各費用の全額を損金の額に算入して、法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁は、本件各費用は法人税法施行令 119 条 1 項 1 号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当し、株式の取得価額に算入すべきであるとして、原告に対し、更正処分等を行いました(以下「**本件各処分**」といいます。)
- (3) 本件は、原告が、本件各費用は「その有価証券の購入のために要した費用」に該当せず、2017 年 3 月期における原告の所得の金額の計算上、その全額が損金の額に算入されるなどと主張して、本件各処分の取消しを求めた事案です。
- (4) 本件の争点は、「**本件各費用が法人税法施行令 119 条 1 項 1 号に規定する『その有価証券の購入のために要した費用』に該当するか否か**」です。

2. 本判決の判示の概要

- (1) 「その有価証券の購入のために要した費用」の意義と判断枠組み

- 「法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の『その有価証券の購入のために要した費用』とは、その文言に加え、…かかる費用が『譲渡に係る原価の額』の一部となって譲渡利益額又は譲渡損益額の基礎となることに照らすと、㊦特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、㊧当該費用が客観的に必要とされるものをいうと解するのが相当である」
- 「上記㊦については、有価証券が特定されていることのほか、当該有価証券の『購入』に向けられた費用といえることが必要であって、このため、例えば、特定の対象会社を買収するか否かや、買収するとしてもいかなる M&A の手法によるかが決まっていない段階で、これらの点についての判断

材料とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の『購入』に向けられた費用とはいえないと解される。他方、特定の有価証券を購入することにつき相当程度の蓋然性がある状況下において、買収価格決定の参考とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の『購入』に向けられた費用といえることができる」

- ・「そもそも、M&A 取引は、案件ごとの個別性が高く、買収者の組織・規模や対象会社との関係性等に応じて、求められるデューデリジェンスの精度や M&A の意思決定に至る経過も多種多様であって、例えば、当初計画していた M&A の手法とは異なる手法により M&A が行われることがあるのみならず、事業年度をまたいで交渉を行い、その間、DD 等費用〔筆者ら注：DD に係る費用及び仲介業務に係る費用の総称。以下同じ〕を支出したが、デューデリジェンスの結果、重要な問題が発見されて株式取得の実行を断念したり、デューデリジェンスで顕出された対象会社の問題点を基に契約条件の交渉を進めたものの合意が成立しなかったりして、最終的に M&A 取引に至らないことも実務上頻繁に生じ得ると認められる…。このように、M&A 取引の交渉過程における流動性や不確実性は、一般的・類型的に低いということとはできず、特定の会社を対象会社としてデューデリジェンスを行ったことをもって、M&A 取引が成立する蓋然性が高いとか、当該デューデリジェンスが対象会社の株式の購入に向けられたものであるなどと即断することもできないのであって、最終的に M&A 取引が成立するか否か、成立するとしても、対象会社（譲渡希望企業）の株式を買収者（譲受希望企業）が取得することになるか否かについては、交渉の過程を通じてその蓋然性（不確実性）が変動し得るものである。このため、M&A 取引の交渉過程において生じた様々な費用について、そのような具体的な事情を捨象して、M&A 取引との関連の程度や支出の必要性等を一律に論じることとはできない」
- ・「これらの事情を踏まえると、株式取得の方法により行われた M&A 取引の過程において発生した DD 等費用について、⑦当該費用が特定の有価証券の購入に向けられた費用であるか否か、④有価証券の購入に客観的に必要とされるものであるか否かを判断するに当たっては、支出の原因となる契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点における株式購入の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて検討するのが相当である」
- ・「また、以上の説示に照らすと、かかる判断に当たっては、上記時点において、客観的にみて株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式の購入の不確実性が解消することを要すると解すべきである。そして、上記程度に不確実性が解消したか否かは、会社の構成や意思決定の実情、株式購入の検討経緯等に照らして実質的に判断すべきであり、必ずしも、法人の意思決定機関による正式な意思決定までを要するものではないと解される」

(2) 本件各費用についてのあてはめ

【本件費用 1 (A 社案件に係る費用)】

費用	結論	裁判所の認定
情報提供料 ①	A 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	・「本件提携仲介契約 1 においては、企業提携の方法は限定されておらず、…A 社との間で、原告の他にもトップ面談等を行った企業が合ったこと…にも照らすと、株式購入の蓋然性が高かったとは認められない」
中間報酬①	A 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	・「本件基本合意 1 においては、最終契約の締結義務がないことや一部の条項を除いて法的拘束力がないことが明記されており…、M&A 取引における一般的な事例と同様に…、飽くまで、デューデリジェンスの結果を踏まえて、A 社の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたものと認められる…。そうすると、…これらをもって、原告による A 社の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式購入の不確実性が解消されたということとはできない」
弁護士報酬①	A 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119	・「デューデリジェンスの結果を踏まえて A 社の株式を購入するか否かを判断することが前提とさ

	条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	れていたのであるから、本件法務調査 1 は、飽くまで、A 社との企業提携を行うか否か、企業提携を行うとしていかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったと認められる」
成功報酬①	A 社の株式の購入に向けられた費用であり、当該購入に客観的に必要とされるものであったといえる。したがって、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」に当たる ⇒株式の取得価額として資産計上する必要がある	「本件提携仲介契約 1 に基づく成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものであり…、実際に、原告と A 社の株主らとの間で株式譲渡契約が締結されたことを受けて支払われたものである」

【本件費用 2(B 社案件に係る費用)】

費用	結論	裁判所の認定
情報提供料②	B 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	「本件提携仲介契約 2 においては、企業提携の方法は限定されておらず、…B 社との間で、原告の他にも…トップ面談まで進んだものの、破談となった企業がなかったこと…にも照らすと、株式購入の蓋然性が高かったとは認められない」
中間報酬②	B 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	「本件基本合意 2 においては、最終契約の締結義務がないことや一部の条項を除いて法的拘束力がないことが明記されており…、M&A 取引における一般的な事例と同様に…、飽くまで、デューデリジェンスの結果を踏まえて、B 社の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたものと認められる…。そうすると、本件基本合意 2 の締結をもって、原告による B 社の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式購入の不確実性が解消されたということとはできない」
弁護士報酬②	B 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	「デューデリジェンスの結果を踏まえて B 社の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたのであるから、本件法務調査 2…は、飽くまで、B 社との企業提携を行うか否か、企業提携を行うとしていかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったと認められる」 「デューデリジェンス終了後の平成 28 年 11 月 24 日、デューデリジェンス時の担当部長の心ない発言が気になったなどとして急速トップ面談が実施されたのであり…、…両社の交渉については、デューデリジェンス後に破談となる蓋然性が一定程度あったものとうかがわれる」
会計士報酬	B 社の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない ⇒当期において直ちに損金算入できる	「デューデリジェンスの結果を踏まえて B 社の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたのであるから、…本件財務調査は、飽くまで、B 社との企業提携を行うか否か、企業提携を行うとしていかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったと認められる」
成功報酬②	B 社の株式の購入に向けられた費用であり、当該購入に客観的に必要とされるものであったといえる。したがって、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有	「本件提携仲介契約 2 に基づく成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものであり…、実際に、原告と B 社の株主との間で株式譲渡契約が締結されたことを受けて支払われたものである」

	価証券の購入のために要した費用」に 当たる ⇒株式の取得価額として資産計上する 必要がある	
--	--	--

3. 検討

- 本判決は、DD 費用等が法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」とは、⑦特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、⑧当該費用が客観的に必要とされるものをいうと解するのが相当であるとし、これらを判断するに当たっては、支出の原因となる契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点における株式購入の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて検討するのが相当であるとして、判断枠組みを示しています。より具体的には、かかる契約等の履行時点において、(i)客観的にみて株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式の購入の不確実性が解消したことが必要であること、(ii)必ずしも、法人の意思決定機関による正式な意思決定までを要するものではないこと、を明らかにしたという点で注目に値します。
- 上記の判断枠組みを前提とすると、適法かつ適正な税務処理のためには、納税者において株式購入の蓋然性の程度を M&A 等の一連のプロセスの中で個別具体的に判断することが重要となります。そのため、実務的には、かかる蓋然性の程度を判断することに資する以下のような対策を講じておくことが重要であると考えられます。
 - 社内検討プロセスにおいて、「いつの時点で株式購入の蓋然性が相当程度高まったか」を客観的に判断することができるよう、最終意思決定に至るまでのスケジュールを作成するとともに、取締役会等の議事録、稟議書、契約交渉の経過に関するメモ等を保管しておく。その際には、不確実性に関する要素がある場合はその旨明記しておくこともその判断において有用である。
 - 基本合意書において、法的拘束力の有無を明記するとともに、最終契約締結の期限を設定する。
 - 各種アドバイザー契約において、対象業務の内容・履行時期・報酬の性質等を明記する。
 - 法律事務所、会計事務所等の報酬の算定方式がタイムチャージである場合には、どの専門家が、いつ、どのような業務を行ったのかを明記したタイムシートの提出を求めることで、各業務が実際に行われた時点を特定できるようにする。

The takeaway

本判決は、納税者に対し株式購入の蓋然性の程度について個別具体的な判断を要求する点において、一定の実務上の課題を残しているように思われますが、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」の意義を明らかにし、一定の判断枠組みを示した点で重要です。

なお、本件については国側が控訴しており、今後の控訴審の判断についても注視する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点到約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

税務チーム／執筆者

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

福井 悠

弁護士

早川 響

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.